

社会福祉法人岐阜羽島ボランティア協会運営協議会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法人岐阜羽島ボランティア協会（以下「当法人」という。）定款第25条の規定に基づき法人の円滑かつ適正な運営を図るため、運営協議会を設置する。また、地域との連携等に資するため、地域連携推進会議と併せた協議会とする。

(協議事項)

第2条 運営協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 当法人の運営に関する事。
- (2) 当法人の運営の評価に関する事。
- (3) 地域の福祉ニーズに関する事。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法人の運営に関する事。
- (5) 福祉と地域との関係づくりに関する事。
- (6) 地域の人への施設等や利用者に関する理解の促進に関する事。
- (7) 当法人内の福祉サービス事業所への実地見学。

(組織)

第3条 運営協議会は、次に掲げる者のうちから理事長が委嘱する委員10人以内をもって構成する。

- (1) 地域福祉団体の関係者
- (2) 利用者
- (3) 利用者家族（第3条（2）の利用者とは別の家族）
- (4) NPO、社会福祉法人及びボランティア活動を行う者
- (5) 地域の関係者（民生・児童委員、町内会等地域団体、施設近隣住民等）
- (6) 行政担当課

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年間とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。この場合において、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 運営協議会は、必要に応じ、理事長が招集する。

2 理事長は、必要に応じ、協議会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(定足数)

第6条 運営協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

(秘密保持)

第7条 委員は、運営協議会において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員を退いた後においても同様とする。

(公表)

第8条 地域連携推進会議における議事内容に関して、当法人ホームページや広報誌への掲載、事業所内への掲示等行う。

(庶務)

第9条 運営協議会の庶務は、当法人事務局において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

附則 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則 2 令和6年12月1日 第1条定款第28条を定款第25条に改正

附則 3 令和7年4月1日 改定